

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

■ 保険証が新しくなります（橙色→水色）

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和2年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を郵送で交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課戸籍年金医療グループまでお申し出ください。

新しい保険証は水色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
被保険者種別	平成20年 4月 1日
受給開始日	平成20年 4月 1日
一般負担金の割合	1割
被保険者番号並びに被保険者の氏名及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄緑色→黄色）

現在ご使用の黄緑色の減額認定証及び限度証の有効期限が令和2年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できない引き続き交付対象に該当する方は7月中旬に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは黄色の減額認定証及び限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課戸籍年金医療グループへ申請してください。

有効期間は保険証と同じく1年間です。

減額認定証の交付対象...次の区分 または区分 に該当する方

区 分	世帯全員が住民税非課税で区分 に該当しない方
区 分	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	○老齢福祉年金を受給されている方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
受給開始日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分II
被保険者番号並びに被保険者の氏名及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

限度証の交付対象...次の3区分のうち、現役並み または現役並み に該当する方

現役並み	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並み	現役並み に該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並み	現役並み ・ に該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証及び限度証は黄色です

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
受給開始日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役II
被保険者番号並びに被保険者の氏名及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

有効期限切れの保険証（橙色・黄緑色）については住民課戸籍年金グループまで返却をお願いします。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 6階

【電話】011-290-5601

剣淵町役場

住民課戸籍年金医療グループ

【電話】26-9026